

# 産業建設常任委員会会議録

令和3年2月22日

宮古市議会

## 宮古市議会定例会令和3年3月定例会議 産業建設常任委員会会議録目次

(2月22日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	5
付託事件審査(3)	10
付託事件審査(4)	13
付託事件審査(5)	14
付託事件審査(6)	17
付託事件審査(7)	19
付託事件審査(8)	19
閉 会	21

## 宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 令和3年2月22日（月曜日） 午前10時00分  
場 所 議事堂 議場

○

### 事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第27号 宮古市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例
- (2) 議案第28号 宮古市火入れに関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第30号 日出島地区養殖場災害復旧（元災暫第1号）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に  
関し議決を求めることについて
- (4) 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- (5) 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- (6) 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定に関する議決の変更に  
関し議決を求めることについて
- (7) 議案第39号 市道路線の廃止について
- (8) 議案第40号 市道路線の認定について

出席委員（7名）

佐々木重勝	委員長	藤原光昭	副委員長
小島直也	委員	佐々木清明	委員
伊藤清	委員	高橋秀正	委員
落合久三	委員		

欠席委員（なし）

---

説明のための出席者

付託事件審査（1）

産業振興部長	伊藤重行君	産業支援センター センター所長	岩間健君
産業支援センター 主幹	盛合正寛君	商業労政係長	野頭正樹君

付託事件審査（2）

産業振興部長	伊藤重行君	農林課長	飛澤寛一君
林政係長	三浦幸紀君		

付託事件審査（3）

産業振興部長	伊藤重行君	水産課長	佐々木勝利君
漁港係長	前川平君		

付託事件審査（4）

企画部長	菊池廣君	新里総合 事務所	蒲野栄樹君
地域振興係長	小山田克彦君		

付託事件審査（5）（6）

企画部長	菊池廣君	川井総合 事務所	田代英輝君
主査	阿部正輝君		

付託事件審査（7）（8）

都市整備部長	藤島裕久君	建設課長	去石一良君
管理係長	佐々木将治君		

---

議会事務局出席者

事務局長	下島野悟	主任	佐々木健太
------	------	----	-------

## 開 会

午前10時00分 開会

○委員長（佐々木重勝君） はい、皆さんおはようございます。これより委員会を進行させていただきます。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。本日の案件は、付託事件審査8件となります。議事進行にご協力をよろしくお願い申し上げます。それでは本委員会に付託されました議案の審査を行います。議案の提案理由につきましては本会議で説明済みでございますので、省略します。

○

### 付託事件審査（1） 議案第27号 宮古市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

○委員長（佐々木重勝君） 初めに議案第27号宮古市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。はい。佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） おはようございます。ちょっと確認という意味からお聞きしたいと思いますけども、大体あと40日ぐらいでこの勤労青少年センターはなくなるわけですけども、今現在この勤労青少年センターを使われてる団体は何団体ぐらいありますか。

○委員長（佐々木重勝君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） お答えいたします。利用の形態として定期的な利用、登録して定期的な利用する場合と、不定期で空いている場合使いますよってありますが、定期のほうで申しますと、勤労青少年ホームについては19、体育センターについては5、あとは勤労青少年ホームが自ら定期的な教室を開くというのが4団体ございます。そして体育センターに青少年、若い方々のグループということで、運動を積極的にやる若い人たちのグループが4団体あります。以上で32ということで区分ごとにお話ししますとそのようなことで32となっております。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） ありがとうございます。現在この32団体が使われてると。それでこの間も何か別の委員会で話し合ったようですけども、ほとんどは創生センターのほうに行くわけですけども、現在勤労青少年ホームというのは昔からある名前ですね。これはネームはなくなるわけ。それともどっかの課のほうに行くわけ。

○委員長（佐々木重勝君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） 本条例の廃止によりまして、施設の名称と青少年を対象にした事業という部分が事業廃止ということでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） わかりました。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） それではそのほかにございませんか。落合委員。

○委員（落合久三君） 今、清明委員が指摘したのに対する答弁で、利用するために登録しているかどうかちょっと別にして、定期に利用しているのがホームが19、体育館が5、それからホーム主催の若い人が使うのが4、合計32と説明あったんですが、この32の利用団体のうち、登録している団体はどのぐらいなんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） 登録という考え方は実は正式にはですね、35歳未満の方が登録者という登録という捉え方で人数という登録でございます。私先ほど登録したっていうのは定期利用しているということ

で、毎週何曜日何時から何時まで使いますよという意味での登録というお話をさせていただいたということで、青少年ホーム事業としての登録者という概念とちょっと切離してお考えいただきたいと思います。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そこを確認したくてというよりも前日も議論になったんですが、もう一度利用者の利便性を本当に確保するという意味で聞くんですが、改めて聞きますが、この今までホームと体育館を使用してきたいろんな団体は、今清明さんが言った創生センター、今度4月からオープンするのを含めて、ほぼ不便はかけないというふうに理解していいですか。

○委員長（佐々木重勝君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） 2月の8日の産業建設常任委員会のときに若干ご説明をしたことがあるんですが、それ以降また時間たつてございまして、私ども手持ちには現在指定管理者と情報共有している2月17日現在の資料ございますので、それでもってちょっとご報告させていただきます。32団体グループのうちですね、活動が現にもう休止とか解散されるところが2団体ございました。ですので32のうちの30団体について今どういう施設を利用されたいかを共有している。2月17日現在ですけども、創生センターのほうを使いたいというご意向があるところがそのうち16でございました。そのほかは、それぞれ少数でございまして施設名でお話しいたします。シーアリーナ、千徳公民館、鉾ヶ崎公民館、磯鷄公民館、そして第二中学校、宮古短大、あと宮古小学校体育館と、スポーツであつたり文化的な活動であつたりによって異なりますけども、それぞれのグループ団体の皆様方が利便性を求めて各施設に動かれてます。ただ、前回2月8日にご説明した時点で、市民交流センターのお話、私どもちょっと具体的に担当部担当課のほうから共有してる段階でなかったものから、今指定管理者を通して各利用団体の皆さんに情報提供している範囲から、さらに市民交流センターという部分が4月1日以降利便性、利用料金ですとか、その辺のところ動きがあるのであれば、もしかしたらば、団体グループによってはそちらのほうの利用を併用するとか、そちらのほうにお申込みされる団体グループもあろうかと想定してございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうしますと今回の廃止に伴って、活動を休止する。それに伴って解散をするというのは2団体で、残りの30団体グループは基本的に先ほど述べたような施設でこれまでの活動をしていくと。ただし、市役所の中の市民センターの利用料いかんによってはむしろ例えば別の施設でこれまでの活動やろうとしてきたが、私の理解、料金が安くなるのであれば、市民センターのほうを活用してっていうのも出てくるかもしれないっていう意味ですか。

○委員長（佐々木重勝君） はい。岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） 落合委員がおっしゃるとおりでございます。加えて申しますと、あるグループ団体様によりましては、一つの施設でということではなく季節によって、夏場はここ、冬場はここですとかですね、スポーツ利用の団体。あとは文化的な部分の活動教育をされる団体さんによってはその場所を併用するというグループ団体も出てくることもあろうかと見ております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうしますと、直接今日のテーマではないんですが、市民交流センターの使用料、料金がどういふ、もっと使い勝手がよくなればっていう条件付きなんですが、これはどこが検討しているんですか。市民交流センターの利用料。

○委員長（佐々木重勝君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） お答えいたします。市民交流センターの所管は環境生活課となっておりますが、こちらの料金の改定というよりは、免除する団体の範囲について、恐らく先般の教育民生常任委員会等でご説明があったかと思えます。その辺について、提案をしているというふうに聞いております。

○委員長（佐々木重勝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第27号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第27号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案可決すべきものと決定をいたしました。ここで説明員の入替えを行います。

○

## 付託事件審査（2） 議案第28号 宮古市火入れに関する条例の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） よろしいですか。それでは次に議案第28号宮古市火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。藤原委員。

○委員（藤原光昭君） はい。それではお伺いをいたします。ここに条例改正として出てきたわけですが、出てくる部分についてお聞きしたいと。それはここに前に0.5ha、10人から5人に変えたというものの、この5人にした分の根拠を教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 10人から5人に変えたことにつきましては、申請される方々から10人では非常に人数が多くて、人数集めるのも大変だし作業が出来ないという相談を受けました。その中でどうしたらいいかということで相談してきたんですけども、消防関係あるいは県、あとは森林火災対策協会という団体もありまして、そちらのほうにも問合せたんですが、市町村で決めるべきものであって、その根拠はないですという話をされました。それで県内の状況とか調べたんですけども、県内見ると、0.5haにつき10人としている市と、5人としている市がありました。できるだけ作業しやすいようにということで少ない人数0.5にしたということでいろいろ根拠を求めたんですが、根拠となるものはありませんでした。ただ、宮古市もそうですが、他の市でも0.5haを超えた場合、0.1haにつき1人を増やすというのが全ての市で共通の基準でしたので、0.5haについても、0.1を5人ということで5人にさせていただきました。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） 5人にした根拠、理由等々は理解をいたしました。それぞれ見直さなければならなかったこの火入れの条例そのものがね、かなり年数が経っているものというふうに思います。そもそもこの火入れの禁止というのか、条例の制定そのものこれが今の宮古市の実態とは、非常にかけ離れているような部分もあるなという、かけ離れという言葉がどうかわかりませんが、そもそもこれをつくったとき、これ合併に遡るわけですが、当初、昭和61年にこれ田老町が条例を制定した。そして、宮古市が61年、田老が60年、そういう制

定した中で17年に合併をした。そのときのすり合わせの中でこの条例が当てはめられたものというふうに思っています。その当時を振り返ってみれば、この火入れというのは、当時はね、ほとんど畜産農家、山を中心にした要するに草場を焼いている盛んにその頃の時代だったというふうに思うんですね。今現在どうなのか。ただほとんど山で畜産のために草場というのは、放牧地以外はここでの草場というのはほとんどしてないのが現実じゃないかな。そうなったときに今回これを火入れを見直すんだというのは、そもそもこの火入れを、条例を制定した関係は、これは廃棄物処理、この部分からこれをこういうふうに設けなきゃならなくなったのかなという思いがするわけです。それは焼却、要するに廃棄物処理法、これは法律の中に廃棄法第16条の2にあるわけですが、そういう部分でね、本当に今の実態の火入れという部分で捉えていいのか。むしろつまり今の現実はそのよりもこの法律でいくと全て火入れが廃止になるわけ。届出が必要になるわけね。そういうことを考えたときに本当に野焼きという範囲でこういう山林のこの一緒にひとくくりにしてるといふ部分もあるような気がするんでね。むしろ今火入れという部分は恐らく農家の方々のそういうね、火入れの部分が大方じゃないのかなという部分から見れば、本当にこの条例みると全部届け出る。消防署に届ければ宮古市の農林課が許可を出す。こういう手続きを踏むことになってるんですね。そうなったときに本当にこの0.5に、こういう部分で本当に野焼き、畑、あるいは周りの剪定の枝払い等々畑のね、そういう部分も含めてその範囲が本当に面積的にいってもこうなのかなというのを見ればね、今のやっぱり宮古市の置かれている実態の野焼きをしたくなる、火入れという部分がどこでどこまでの範囲か非常にこれ難しい。そういう部分でね、ちょっと疑問に思ったんで聞いたんですが、じゃ何を言いたいかということなんです。いろいろ私も調べてみたんですが、例外もあるんですね。例外も全て火入れは駄目ですよではないんですね。例えばキャンプもそうでしょう。あるいはちょっとした家の野焼き。それは野焼き、なんでもいい、燃やせばいいというわけではないですけども、それは違法ですけども。ただ例外というのも当然宮古市も今現在あると。だから例外はどういう部分をこの今条例に載せた中で、例外をどういふ部分を例外に定めているのか。その例外の部分がたしか記憶に薄くだけあるんですが、いつとも言えない。確かに例外、農家の人達のそういうものの例外は認めますよ、というのを出した。見た記憶はあるんですが、それが定かに鮮明に残ってないわけですが、例外という部分は、どういふ部分で宮古市は例外として、この火入れ、禁止ですよ、これはね。例外として認めるのか、いふ部分をお聞きしたい。

○委員長（佐々木重勝君） よろしいですか。飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 委員おっしゃっていることはですね、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく野焼きだと思えます。これちょっと今提案してる火入れとは違うんですけども、野焼きについては、ちょっと私の直接の担当ではないんですが、農業、林業あとは水産業等で出たごみの焼却については認められていると。例外として認められると認識しています。ただちょっと詳しくはわかりません。私が今提案させていただいた火入れですけども、火入れというのはですね、森林法に基づいた条例です。これは全国的にも定められているもので、森林から1キロの範囲内で造林のための地ごしらえであるとか、あとは森林から畑の開墾の準備、あるいは焼き畑、あと牧草の改良、こういうものについて農業、林業を行うための作業、これについてだけが火入れということになっております。なのでこれでごみ焼きとかを規制しているものでは全然ないです。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） わかりました。よくそこも理解はしています。何でここで言ったか、今課長の答弁の中で、そういう部分が対象でほかのものは駄目ではないということ言いましたね。けども今のご時世、世の中が非常



に情報的に進歩して、その許される範囲で畑で枝を燃やしたり、葉っぱを集めて燃やしたりしてつと、道路を通ったのが通報するんですよね。だから誤報というのもちょっとある。だけでも消防署はそういう通報があればすぐ今のすば一と行く。とても農作業もね、やりづらい。こういう部分も聞かれるわけですよね。だから一緒にたにこの山林、森林の火入れという部分でひとくくりには出来ないのではないかな。だから、これは森林法に基づいて1キロ範囲内今の宮古市の農家実態というのは1キロ範囲というのは山から山まで範囲内ですよ。全部ね。そうすればもう禁止にしているのに何で火を燃やしているんだ、煙が出てたって通報される。これではね、とても農家をやる立場からすれば、非常に困る部分だけでも、今宮古市では、課長も言ったように、それは森林法の関係でそれは限度があるけども、木の葉の畑の集めたり、それから稲わらをやったり、ビニールは駄目ですよ、これはね。そういう枝とか周りが昔は全部境というのが木を植えてだった。枝がどんどん出てくるから、障害になるから枝を払った部分も選定と同時に処理をする。そもそもこういうことなんですよ。だからこれを農地刈った草とかね。それからごみまとめてね。これをね、運ぶってね。とてもじゃね、これできるもんじゃありません。だからね、そういう現実を踏まえてその部分の野焼きひとくくり、野焼きだけでなく火入れというものがあるからね。そういう部分をやっぱり例外としてこうだという部分も周知する方法もあってもいいんじゃないかな。こういうふうに思うんですが、そこはどうです。

○委員長（佐々木重勝君） はい。伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） やはり野焼きの部分のいわゆる産業に関わるやむを得ない焼却であったり、焚火等日常生活の部分での焼却という部分は例外として認められているという部分の、やはりシーズンといいますか、そういう前の周知というのは必要になるかなというふうに思いますので、やはりこういう部分は我々が環境ともその火入れと野焼きの違いもこうだし、野焼きでもこういう部分は認められてんだよって周知は図るべきだというふうに感じました。ありがとうございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木清明委員。

○委員（佐々木清明君） 今聞こうと思ったのを藤原委員が人数的なものとかも聞きましたんで、私も藤原委員と同じで10人を5人にしたと。ちょうど0.5haということは5,000平方メートルですね。坪でいえば1,515坪ぐらい。それで5人で本当に間に合うのかなあと思って疑問に思ってます。これはさっき藤原委員が言ったんですけれども、そのあと火入れをする場合にいつもOKの許可を出すわけではないでしょうから、不許可かということもあるんじゃないかなと思うんです。一応火入れの条例18条までありますけれども、条例の中にやっぱり不許可とするときは申請者にいろいろ書面に記載して出さなきゃならないとなってますけれども、不許可にする場合の何らかの理由というのは分かりますか。不許可にする場合。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 特にこういう場合、不許可にしますというものは定められてません。ただですね、実際にやる場合に強風注意報等出ていて、ふさわしくないときには認められないということです。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 火入れの申請する場合は、もう今日出して今日やるってわけじゃないんですよね。

1週間、10日前か、20日前に出して申請をもらってきたのに、強風等が吹いた場合はやめてくださいというのを通知するわけですか。その日、決まった日に例えば強風等吹いた場合。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 10日前までに申請を出していただきます。また、火入れの当日に強風等の場合は、

通知ではなくて電話と、あるいは実際に出向いて中止していただくということです。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 分かりました。あと一つは、今回は14条で異常乾燥注意報をこの乾燥注意報に文言変えた理由はなんですか。異常を取った理由。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤課長。

○農林課長（飛澤寛一君） すいません。これにつきましては、異常乾燥注意報というのはですね、昭和63年4月1日をもって乾燥注意報に改められております。私どもが気づくのが遅れて改正が遅くなったものです。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） それからもう一つですね、1番肝心なんですけども、5人でも7人でも10人でもいいんだけど、火入れした場合に責任者、監督は何か資格がなければならぬですか。なくてもいいです。一般誰でも。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 特に資格は必要としておりません。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） わかりました。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員

○委員（藤原光昭君） もう一つ、課長、お伺いします。先ほど来、くくりの違いもそれは分かりました。木の葉等々、当然、集めて火入れを、燃やすことになるね。例えば公園にしても、うちの周りにしても、そういうものもやっぱり届けてそのときにそういう軽微なというのかな、そういう部分の火入れ、そういう部分も分署にそういうものをこういうことでこれから木の葉を家の前で集めたのを焼却しますよ、いうのを届け出るの。この条例からすると、農林課から届け出て、それから消防署にというこの山の火入れはあるわけですから、そういう同じ手続というのには非常にこれは困る部分もあるんですね。だから、基本的には乾燥注意報は駄目ですから、これはそうですが、そういうときに消防署、分署で通告してそれで了解を得ていいのかなというふうにそうやってほしいなというふうに思うんですが、それは軽微な部分がそこでよろしいですか。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） すいません、あの今の公園の落ち葉とかそういうのはですね、軽微なものというのは、火入れの範囲に入っていないです。その焼き畑であるとか広い面積なので、それに対して私がどうしたらいいということは言える立場にはないと思うんですが、ただ消防、野焼きについては、消防に連絡をすることにはなってると思ってます。なので、消防にも、分署にも一言連絡をしていただければ、通報があっても把握しているということで問題にならないのかなとは思いますが。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） やっぱり真面目に思えば火を入れるのは、どういうことでも火を入れるのは届けなければならないというふう認識すると、きちっと農林課に来て手続き踏んで日数がかかる。今日天気が良くて今日掃いてで掃除をして燃やしたいなと思っても出来ない。だからその時点で文書なり消防に連絡をしてこうやりますよというそれだけで済むんであればそのほうがいいなと、こういう部分で質問したんです。さっきしゃべったんでいいのかな。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） ちょっと私の言い方悪いかもしれませんが。火入れについてはきちっと届け出をお願いします。これは決まっていますので。10日前までにきちっと手続きをした上で火入れはしていただく。火入れとはさっきから言ってますけど、造林のための地ごしらえとか焼き畑とかそういうものです。落ち葉焼くとかですね、ちょっとしたごみ、ごみではないですけど、農業で出たものを、畑で出たものを焼くというのは火入れではありませんので、手続きは必要ないんです。手続きは必要ないんですが、やっぱり消防にはご連絡したほうがいいんじゃないかなとは思っています。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 今やりとりを聞いて大分わかったんですが、正直こうよくわからないところがあったんで、確認の意味で、そうすると火入れの条例の改正を議論してるんですが、この現法は森林法だということなわけですよね。そうしますと、この森林法に基づいて火入れを行う場合には、以下こうだっという改正案が出てるわけですが、宮古管内でこの条例に基づいて火入れをした実績っていいですか、これはどの程度あるもんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 昨年度、令和元年度に1件ございました。焼き畑でした。それから平成22年に1件、こちらも焼き畑。その前が平成7年に1件、採草地の改良のための火入れということです。大体10年に1回ぐらいかなという感じでしょうか。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） なるほど。そうするとしょっちゅうあるわけでないわけだね。その背景について藤原委員が語る説明したんで何となくわかったんですが、もう一つ確認ですが、そうするとこの条例の中で火入れ者は、火入れを行うときには云々かんぬんの条件で人を配置しなければならない。これは確認ですが、火入れを行おうとする人は、農林課長に連絡をするわけ。それとも消防庁直接でもいいわけ。その辺はどうなんです。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 火入れを行う10日前までに農林課に申請をしていただきます。それを私ども消防に連絡をして、火入れの際には見回り等もお願いしているという状況です。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 10日前に農林課のほうに所定の申請書を出して、それを受理して、そうすると農林課のほうから消防のほうにもちゃんと連絡が行くというふうになっているということね。分かりました。最後にもう1点だけ。この0.5ha、先ほど清明委員がしゃべったんで私もちょっと飲み込んだんですが、1haは1万平米ですから0.5ってというのは5,000平米。坪数にすれば3.3で割ればざっと分かるんですが、この今回の条例改正で、0.5haまでは5人以上、これまでは10人以上の人員を配置する。それが半分減ったっていうのは、これは何で減らすんですか。その背景。すいません、もう1回簡潔に。簡潔でいいです。すいません。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 昨年度火入れのご相談を受けたときに、10人、今のこの状況で10人集めるのは大変ではないかということを相談を受けました。それから、当然改正してませんので10人を集めていただいて実施はしたわけですが、実際にほかの町村とか見ても5人のところもありますし、もっと少ないところもあるようです。あんまり厳しくして申請が出ないまま火入れをされるようなことがあるとこれは問題なので、可能な、実施可能な人数にしたほうがいいのか。農家とか住民も減ってますので。ということで、ちょっと周

辺の状況を確認して5人ということにさせていただきました

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） なるほど。分かりました。すいません。そうするとこの0.5haまでは5人以上云々っていう、各市町村によってちょっと微妙に違うところもあるという今先ほど確かに説明あったんですが、そういうこの条例で規定する何haまでは何人以上っていうのは森林法の現法のほうには特に触れないで、これは市町村である程度の裁量でこれは決めてると。そういう内容だと理解するんですがそういうことでいいんでしょうか。そういう意味ですか。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） はい、市町村の裁量で決定することになっております。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第28号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第28号は原案可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。異議なしと認めます。よって議案第28号は原案可決すべきものと決定をいたしました。説明員の入替えを行います。ご苦労さまでした。

○

### 付託事件審査（3） 議案第30号 日出島地区養殖場災害復旧（元災暫第1号）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） はい。それでは次に議案第30号日出島地区養殖場災害復旧工事の工事請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。それでは質疑のある方は挙手願います。佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） この間説明をいただきましたけれども、30の2のところの1番下のほうの請負者負担額。197万1,772円とありますけれども、これがこの間の説明ですと、不可抗力でということですけども、この不可抗力ってどういうことです。詳しく教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） はい。今回の変更契約の内容に係る不可抗力につきましては、令和2年9月の低気圧による損害、発注者、受注者それぞれに責任がない損害ということで令和2年9月の低気圧になります。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） そうするとですね、今回台風等で捨て石等が洗掘されて、いろいろ被害を受けたと。また例えば今年でも台風来た場合にもまたやっぱりこういうのは不可抗力での請負者負担額というのは出てくるわけです。例えばいってうまくないですけど。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 不可抗力による損害が生じた場合の規定が契約書別記に書いてありますので、そ

のとおり次の不可抗力にいわゆる災害が起きた場合は、同じような取扱いとなります。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） はい、分かりました。終わります。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうするとこれは1点だけ。工期が実は来月24日までだったものが来年の1月31までですから、かなり延長になるということになるわけですが、その主な原因が去年9月の災害によるものなことなんです、3月24日まで来月の24日までの予定が来年の1月までって言うとざっと10か月近く延びるんですが、そういう工事なんですって言われれば、それまでなんです、ちょっとそのそういう中身の技術的なことがわからないんですが、少し10か月近くも延長になる理由をちょっと説明できる範囲でいいですがお願いします。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 変更の内容でもご説明いたしました。それぞれ基礎捨石工とか水中不分離コンクリート工等々ございます。それらの工事と工事量を積み上げていきまして、工期積算して出すんですけども、ここは外洋に面していて工事が非常に難航する場所でございます。そういうところも考慮いたしまして、工期それぞれの項目と工事量を積み上げていった工期で積算した結果、このような工期の延長という形になりました。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 非常に素人っぽい意見ですが、この日出島が特に印象として強いんですが、しょっちゅう災害にあつて、しょっちゅう復旧工事やってるという印象が非常に強いわけね。あそこで漁をしているいっぱいじゃないですが漁民の1人、2人はもうちょっと抜本的な何か出来ないのかやという意見をしゃべっている方がいます。それはどういうことですかってそのとき私が聞いたら、今この壊れたところよりももうちょっと先に小破堤をもうちょっとなんていうの少々の時化ではね、中のほうまで影響を防ぐようなそういうことでもしないと、もう毎年のように工事をやってると。壊れたものをちゃんと災害復旧するというのはいいいんだが、そんなことを何回も繰り返すよりはもうちょっと波の勢いをもっと沖合のほうで防ぐ何かそういうことなんかは私もちょっとそれは一理あると思うんですが、そういうことの検討はしたことがあるんでしょうか。またそういうことは話題になっておりませんか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 最近のですね、台風とか低気圧が大型化しているという影響もありまして、近年、この日出島につきましては、複数回被災して、災害復旧、被災、災害復旧を繰り返しておりますけれども、原因とすればそういうことがあるというふうに認識しております。今ご質問のあった抜本的に改善改良することは考えなかったかというのはもちろん検討はしております。それができるかどうかは検討しておりますけれども、今の形で災害復旧するというのが1番経済的で効果的であるということで今回の災害復旧の工事やっております。その抜本的に改良するとなるとですね、災害復旧ではなくてその強靱化的な形です。別な形で計画をつくってそれに基づいて施工していくというようなことになろうかと思っておりますので、今回の部分までの災害復旧については、この形での災害査定受けた形での災害復旧でいきたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 先ほど私にそういう意見を言った漁師さんの本音でもあると思うんですが、ここの日出

島のここの物揚げ場等を利用している漁民って何人ですか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） ホタテが8漁家、ホヤが5漁家になっておりますけれども、ダブっているところもありますので、トータルでは9漁家ということになってございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） なるほど。ダブっているので人数で言えば9漁家であると。はい、わかりました。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） はい、そのほかございませんか。なければ私も1点聞きたいんですが。

○委員（藤原光昭君） はい。進行を変えます。はい。佐々木委員。

○委員長（佐々木重勝君） 30の3ページをお聞きしたいと思います。ここにブロック式ケーソン式とありますが、灰色の部分が施工済み、そして緑の部分ということで今回ピンクの部分も含めて、変更後のまず理由について説明しているのかどうかいろいろ迷ったんですけども、そこで伺いたいんですけども、今回の変更後のピンクを入れなければ、ここは工事の予定がなかったととれるんですけども、その背景を教えてください。私の質問は間違ってるのかな。灰色が施工済みですよ。緑が令和元年度の部分、そして今回増工の部分がピンクの部分1マスということで、これは今回増工しなければもともと手をつけなくてもよかったという解釈になるのかどうか、その辺をお願いします。

○委員（藤原光昭君） 水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） もともと令和元年度に被災したのがケーソン先端からの3間部分が被災しておりまして、令和2年の低気圧によりましてさらに増えたところがこのピンクのところということになりますので、この部分を増工することの変更契約になります。

○委員（藤原光昭君） 佐々木委員。

○委員長（佐々木重勝君） しつこいようで申し訳ないんですが、増工は分かるんですが、工事の必要はなかったんですか。この1間分が。そこを聞きたいんですけども。

○委員（藤原光昭君） 佐々木課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 令和2年に9月に被災するまではこのピンクの部分は被災しておりませんので、災害復旧工事の対象とはなってございません。

○委員長（佐々木重勝君） 分かりました。はい、それではほかになければこれで質疑を終わりますがよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。ほかはないようですのでこれで質疑を終わります。これから議案第30号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第30号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって議案第30号は原案可決すべきものと決定をいたしました。説明員の入替えを行います。ご苦労さまでした。

---

○

#### 付託事件審査（４） 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

- 委員長（佐々木重勝君） はい。それでは次に議案第32号公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。企画部長より補足資料の配付の申出がありましたので、これを許可し、お手元に配付してございます。それでは質疑のある方は挙手を願います。小島委員。
- 委員（小島直也君） よろしく願います。参考資料の1ページの下から3番目ですか。（５）の防災管理に関する業務となっておりますけれども、4年前とか2年前の台風とかの被害のときに避難所として開設した経緯があるかどうかと、あと、その湯ったり館の宿泊施設に避難所を設けた経緯があるかと、あと普段防災のための備品を押さえてるかどうか教えてください。
- 委員長（佐々木重勝君） 蒲野新里総合事務所長。
- 新里総合事務所長（蒲野栄樹君） お尋ねの災害時の避難という部分につきましては、避難場とは指定してございません。大震災と台風10号の際には、被災者の方を無料入浴という形で支援させていただいております。
- 委員長（佐々木重勝君） 備品関係の質問もあつたようですが。
- 新里総合事務所長（蒲野栄樹君） 備蓄につきましては災害用という部分では、特に備蓄はしてございません。
- 委員長（佐々木重勝君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） リバーパーク新里ですが、ここに調書の中に、ここはそもそも非公募型なんだと。なぜ非公募としているかっていう理由がここに書いてあります。書いてある中身は分かるんですが、非公募で続けるっていうことの、どういうふうな判断で非公募にしているのかっていうのをもう一度簡潔でいいですから説明をしてください。
- 委員長（佐々木重勝君） 蒲野新里総合事務所長。
- 新里総合事務所長（蒲野栄樹君） 非公募の理由ということでございますけども、同公社につきましては平成8年、当初から施設受託をしてございます。また施設の設置目的が地域産業の振興という部分ございまして、その産業開発公社の設置目的と同一という部分でございまして、引き続きお願いをしていければなと思ってございます。
- 委員長（佐々木重勝君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） そこで公社の決算にも関わることで同僚議員からもいくつか私も少し前にとりわけ湯ったり館ね、湯ったり館の燃料代がすごく確か1,000万を超える重油代を中心にかかっていると思って、それを再生エネルギーに出来ないのかっていうのに対しては初期投資に金がもうかかり過ぎるので当面は無理だという答弁だったように記憶しているんですが、その検討は最近も必要なボイラーだったと、確か記憶してんですが、修繕だったか更新だったかちょっと忘れましたが、やっているんでタイミング的にはちょっと聞きづらいんですけども、中期的将来的にやっぱりこの熱源をね。つまりあと5年したらば終わりだとかそういう施設ではないと思うんです。ある意味、ずっと住民の福祉に供する施設として喜ばれているし、私も個人的には町内会も含めて、去年はコロナだったんでちょっといっぱい的人数でつてのは出来ませんでしたけど、大体皆さんが利用しているところなんですね。そこで、そういう思いがあるんで聞くんですが、この再生エネルギーを活用して熱源をつくり出すっていうのはですね、ぜひ当面はないなあつていう判断はそれはそれでいいんですが、私はやるべきではないかな。そういうことを指定管理者には強くこう検討してもらいたいと思うんですが、所管の担当から見てどうですか。

○委員長（佐々木重勝君） 菊池企画部長。

○企画部長（菊池廣君） はい。落合委員おっしゃるとおりそのとおりだと思っております。市のほうでも、将来的2050年までに再生可能エネルギーの検討、カーボンゼロを目指してということでやっておりますので、それを含めて指定管理者のほうとも、いろいろと検討を重ねていかなければならないかと思っております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員よろしいですか。はい。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第32号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第32号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって議案第32号は原案可決すべきものと決定をいたしました。ここで説明員の入替えを行います。ご苦労さまでした。

○

#### 付託事件審査（５） 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） はい。それでは次に議案第33号公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。企画部長より補足資料の配付の申出がありましたので、これを許可し、お手元に配付してございます。それでは質疑のある方は挙手を願います。どなたかございませんか。落合委員。

○委員（落合久三君） この交流促進施設の指定管理ですが、川井産業振興公社他の新里、先ほど議論したりパーパーク新里、それから田老第三セクターあるんですが、今回この川井の交流促進事業の指定管理、この調書の中で、審査点が100点のうち61.9、その審査概要及び選定理由のところを厳正に審査をした結果、こういう表現になっているんですが、提案内容に対する評価という下のほうに基準点を上回っております。団体の財政状況の関連項目においては低評価となったものの、事業内容について云々かんぬん高い評価であった。ここでいう財政状況の関連項目で低評価になったと。具体的にはどういう点を今後改善強化すべきものというふうに審査に当たった意見の中身をちょっと教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） はい。お答えいたします。財務状況の低評価といった部分でございます。これは法人そのものの財務状況という部分もあると思います。それから、削減率、こちらで提案している金額に対して、どのぐらい削減出来たかという部分でも加点のポイントとなっております。そういった部分では、こちらの提案に対してぎりぎりの提案であったという部分で点数のほう伸びなかったというところがございます。プラスの要素としましては、ここに記載してある部分、例えばECサイトであるとかそういった部分の開設とか、そういった創意工夫が見られるという部分では点数を取ったというところで、トータルで61.9点というふうになったと思っております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 今、総合事務所長の説明だと低評価っていうところに関してはこの公社の財務状況、それから目標に対するその削減率等がもうちょっと頑張ってもらわないと困るよって意味で言ったんですが、一



言で聞きますが財務状況はここは怎么样了か。

○委員長（佐々木重勝君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 財務状況につきましては、昨年の決算時点では、トータルで2,300万円の累積の赤字というところでございます。本年度につきましてはコロナ禍ではございますが、現在のところ黒字の決算でいけるのではないかという見通しでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 昨年度2,300万ほどの赤字だったっていうのをもう主な内容は何ですか。主な要因は。

○委員長（佐々木重勝君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） はい、お答えします。昨年度の決算は約800万の赤字でございました。それまでが1,500万というところで、足して2,300という今の数字でございます。昨年の800という部分については、周りの道路の変化、こちらの要因が大きかったものというふうに思っております。人の流れが変わって、なかなか思ったように利用者のほうを見込めなかったというのが昨年度であろうというふうに思っております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員

○委員（落合久三君） 予想をしたような答弁でした。予想したような答弁という意味は変な意味はないです。

今、総合事務所長が言ったように盛岡宮古西道路がこうなって場所も変わって、それで今、公共交通のほうでも住民の利便性をどう確保するかっていう視点だとかいろんな議論がされている中でここも従来よりももっと経営的に見ますと厳しくなるんじゃないかなっていうふうに率直に私は思っているんですね。そこで、そのあれこれを聞きたいじゃなくて、この提案内容に対する評価っていうところに自主事業の内容についての創意工夫、積極性などが高い評価になったと。それから当該施設の設置目的、それから管理運営の効率化、効果的効率化を行う能力が十分にあると評価されたという評価はこれはこれでいいんですが、今所長が言ったような道路条件が大きく変わるっていう点についての当事者の公社の基本的な考え方っていうかな。またはそれを聞いた評価する側の考え、どういう点を特に注意して、また出来ておいてやろうとしているかっていうのを最後にお聞かせください。

○委員長（佐々木重勝君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） まず一つはより多くの方に寄っていただく。そして滞留時間を長くいただくと言った部分では、目的地という部分が大きいかと思います。現在多目的広場こちらのほうに遊具を設置しているところではございますが、加えて公社のほうでは例えばいろんなスポーツのバドミントンの道具とかそういう分を利用者のほうにお貸ししたいとか、そういう部分も考えておるようでございます。あわせて先ほども申しましたけれども、対面での販売ではないECサイトの開設といった部分も先月から開始をしたという部分でございまして、今の売り方に加えて通販も手を強く打ち出していくといった部分含めて経営のほうを伸ばしていきたいというふうに考えておるといってございまして。

○委員長（佐々木重勝君） 小島委員。

○委員（小島直也君） 数年前に私聞いた話なんですけれども、農福連携の一環となりますか。しその栽培に障がい者の方の力を農繁期に借りてたっていう話を聞いたことあるんですけども、今も継続して農繁期だけでもそのような力を労働使った作業もされてますか。

○委員長（佐々木重勝君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） はい。今現在でございまして、しそにつきましては農家さんが自力で刈り

取る場合と、あとは公社のほうでその農家さんの委託を受けてしそを刈ると。そして買ったしそを工場に持ってくるということでございますので、今現在は障がい者の方にお手伝いいただかない形、公社の職員で作業をしているというところでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 小島委員。

○委員（小島直也君） もう一つ、しそを使ったペリーラの商品がありますがね、その売行きはどのようなものか、ふるさと納税の返礼品にもなったような気がしますけども、今の状況を教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） ペリーラというご質問でございました。ペリーラ自体は売れ行きの伸びからいえば、さほど伸びてないというのが現状でございます。これを踏まえまして昨年度ペリーラを少し小分けにしたような形で、ターゲットをいわゆる例えばお酒にまぜて飲むためのしそというような形の売り方という部分では、去年そういった工夫をして小分けにして出したり、あるいはしその部分を使ってふりかけ、こちらを製作したりというところで、ペリーラ以外の部分、ペリーラでも小分けにするとか、それ以外の部分を活用してふりかけにするとかいった部分を最近打ち出してきておるという状況でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） やはり今の小島委員に関連するような質問ですけれども、公社のいろいろな事業運営、先ほど来もかなり厳しいという話も伺ったんですが、そこで今のしその話も出たんですが、公社でかつてはしそ塩蔵だけをやってたのが、今はそこで製品としてつくってるような仕組みになりましたよね。だから、それが今紀南との関係がどういう具合になっているのかが一つ。まずそれから聞きます。

○委員長（佐々木重勝君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） J A紀南との関係ということでございますけれども、紀南につきましては従前どおり契約をして、その分毎年出荷をしておると。引き続き出荷をしておると。続いているという状況でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） それは順調にしているということはそれでよろしいことですが、ただやっぱり相手もあることですね。競争相手もあると思うんです。その中でやはり川井のペリーラはどっちかといえば品質がいいという過去の実績があるわけですね。今のかなり厳しい状況の中で、これからもそういう契約でなされると思うんです。だからそれに今度は一方で生産者の減少も指摘されてる。そういう中で生産者から見れば少しでも高いほうに買ってほしいわけですね。公社として運営する。安く買って高く売るのが公社とすれば利益が上がるわけですが、そういう実態に必ずしもなっているのかどうか。これとあわせて、他の漬物類もそうですよね。これは農家さん達の所得向上のために一方で雇用を拡大するためにもなってるわけですが、そういう農産物もあそこで全てやって、私の記憶の中ではそれを加工して販売は生協さんと提携をしてるんだと。いうのもかつて聞いたような気がするんですが、それらの販路含めて、生産者と販路一体となって、そこらがやっぱり機能を今後ともね、順調にいく見通しであるというふうに思いたいんですが、そこら辺はどのような今の状況になってますか。

○委員長（佐々木重勝君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） しその部分でございます。先ほど J A紀南のほうと継続して契約をしておるといってお話をさせていただきました。あわせて、J A紀南だけではなく盛岡の取引の会社とかいろんな部分

にセールスをしておるといところでございます。リスク回避といった部分もあります。それから、ブランド品でございますので少しでもいい価格で買っていただきたいといった部分で契約栽培のみではなく、手広く販売のほうやっておるといのが現状でございます。先ほどしその単価の話がございました。単価についても、農家の皆さんからは値上げの話もでございます。現在来年度の取組として、値上げについて若干値上げの行う方向で、今現地の説明会等を行っているという状況でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） しそのほうは理解しました。いろんな部分で漬物等々いろんな製品をつくってると思うんですが、そっちのほうの部分も販路拡大も十二分に安定した形でこれから公社としてね。安定した経営ができるようなやっぱり販路が1番大事だと思うんですが、そこら辺の他の契約の部分はどうなってますか、現状。

○委員長（佐々木重勝君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 販路といった部分、生産から販路までといった部分で一つの商売だと思っております。昨年度、公社のほうでは営業の職員、こちらの方を1名雇用した経過がございます。こちらの方は長く別な商店でも売ってきた実績のある方でございます。こちらの方が公社に去年10月から入りまして、そこでいろいろ今までやれなかったのをやってこなかった部分というのが少し販路を広げるといった部分の方向が今見えてきているという状況がございます。今後についてもこういった部分の個人の持つておるスキル活用できるものと思っておりますので、販路の拡大には努めてまいりたいというふうに思っています。

○委員長（佐々木重勝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第33号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第33号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。異議なしと認めます。よって議案第33号は原案可決すべきものと決定をいたしました。

○

## 付託事件審査（6） 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に、議案第34号公の施設の指定管理者の指定に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。企画部長より補足資料の説明配付の申出がありましたので、これを許可し、お手元に配付をいたしてございます。それでは質疑のある方は挙手を願います。藤原委員。

○委員（藤原光昭君） それでは、今、委員長がそれぞれ資料配付っていうのを今見させていただきました。ここでそれぞれ条例提案の中で、1年延長という部分で指定管理のとき1年延長、1年というのはどういうことかなという部分で、この資料見たらばなるほどと。こういうふうに理解をいたしました。そこでこの資料を見れば、トンネルの関係でいろいろ来客の推移と。これもやっぱり十二分に見る必要があるし、今までとはか

なり違う状況だ。だから5年とか3年という形で長期では結べない。ここに書いてあるように来客数の推移を、ということがこれにやっぱり1番力点を置いているのかな。そうすればこの1年の中で交通量がああいうふうに変ったという現状の中で、ここの何だかピーフビレッジ、これがどういう来客になるのか、これを見て判断をすると。だから1年。これがかなり思ったより来客数が見込めない。こうなればもう1年で終わるということも当然含まれてることだろうというふうに思うんですが、やっぱりこういう見方で考え方でよろしいかどうか。

○委員長（佐々木重勝君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） はい。お答えいたします。議員のご指摘のとおりでございます。12月にトンネルが完成をしまして、そこから車の流れも変わっていったというのが今の状況でございます。また春から夏にかけてはこちら区界高原を後ろに控えてのシーズンの中でも比較のお客さんが来ていただける時期でございます。そういった部分通年でとらえて車の交通量、道路変化に伴ってどのぐらい変わっていくのかという部分を重視しながら1年間見ていきたいという趣旨でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） 今既には開通して車の流れも変わってるといふふうに答弁がありましたけども、今の状況の利用客の状況はどのようになっていますか。

○委員長（佐々木重勝君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） はい。現在の状況でございます。少しデータのほうでお示しをさせていただきたいと思っております。まず今年トンネルが通る前の12月の状況でございます。12月でございますと、前年が約6,000人ございました。そして、今年はその半分の3,000人、これはコロナの影響によるものが大きいといふふうに思っております。そうしますと12月で対前年で約50%という数字でございました。それが12月トンネルが通った月でございます。トンネルが通る前の月、11月でございますが、11月は昨年の実績が7,600人でございます。今年の実績が5,500人ということで、対前年で73%ぐらい、これが11月の実績でございました。73%に対して12月トンネルが通って50%ということで、12月若干やはり落ちてきているという状況でございます。1月、2月の状況については今からということになってございますが、感覚的な話では12月はまだあのトンネル開通というところでいろんなお客さんが見られたといふふうに思っております。ですので、1月、2月はもう少し数字が下がっていくものといふふうには感じてございます。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） はい。かなり今厳しい状況ということでわかりました。それで1年間いろいろな集客に結びつく取組みをしていくんだということなんですが、具体的にどのようなことを考えておりますか。

○委員長（佐々木重勝君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） はい。集客という部分でございます。まず一つは市の事業、それから公社自体の取組みというふうに区別できるかと思っております。まず市の事業としましては、今回予算のほうでもご提案させていただいておりますけれども、区界高原の魅力を多くの皆様にお伝えしたいといった部分でございます。盛岡市の少年自然の家含めていろんなトレッキングコースがたくさんあります。こちらのコースも利用させていただきながら、トレッキングイベントとして木の博物館の案内人に来ていただきまして、トレッキングツアーという形で四季折々のトレッキングツアーを計画したいといふふうに思っております。また、区界高原の背後地、こちらのほうは多目的広場という芝生の広場がございます。その奥には高原といった部分もございま

すが、こちらの部分利用しまして、冬季間、子どもたちの雪遊び広場といいますか、そういったものを少し計画してお客さんをお呼びたいというような取組みを、市の取組としては行っていききたいというふうに思っています。あわせて公社の部分でございます。こちらをどうやって効率的に経営をしていくかといった部分でございます。現在、コロナ関係の予算をいただきまして、若干改修工事をしてございます。改修工事の中身といいますのが、ファーストフードは今現在風除室があるというところで、ここを密になる可能性リスクが高いということで風除室をとるといった部分が一つ。もう一つがファーストフードとそれから中の売店、こちらには仕切りがございまして、現在ファーストフード外から見ますと、ファーストフードも売店も一つの建物には見えるんですが、つながっていないという部分がございます。こちらのほうをつなげるようにということで壁の撤去という形で、ファーストフードと中の売店と行き来ができるような形で工事を進めてございます。そうしますと、売店とそれからファーストフードとつなげることによって、合理的に人の動線ができると。従業員のほうも効果的に使えるといった部分のほうを今現在やっておるところでございます。あわせて今現在は冬季間、閑散期ということもございまして、定休日を多く設けるというような形もとってございます。そういった定休日、それから一番使い勝手のよい部分でそういった工事今してる部分もございまして、こういった部分を総合的にうまく利用しながら経営努力をしつつ、先ほど申したとおり、市としてはそこに人を呼ぶような施策、事業を続けて行ってまいりたいというふうに思っています。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） はい、わかりました。いろいろ計画されているようですので期待したいというふうに思います。終わります。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員、ございませんか。

○委員（落合久三君） 冒頭聞いたことを聞こうと思ったのでいいです。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第34号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第34号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって議案第34号は原案可決すべきものと決定をいたしました。ここで説明員の入替えを行います。ご苦労さまでございました。

○

#### 付託事件審査（7） 議案第39号 市道路線の廃止について

#### 付託事件審査（8） 議案第40号 市道路線の認定について

○委員長（佐々木重勝君） はい、それでは議案第39号から議案第40号までは関連がありますので、質疑は一括とし、討論、採決は議案ごとに行いたいと思います。議案第39号市道路線の廃止についてから、議案第40号市道路線の認定についてまでを議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。どなたかございませんか。はい。佐々木委員

○委員（佐々木清明君） 廃止図面の39の3のところでですけども、宮古市田老野球場の真ん中を道路が通ってるような感じですけども、これは路線番号が5-14球場が出来たのは球場の工事を始めたのは五、六年前だな。何年か前、かなり前だと思うんですけども、なぜ今まで道路自体を廃止に早くしなかったのか。その理由があるのであれば教えていただきたい。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） 田老地区の道路につきましては、この一帯が区画整理事業をしております、従前の道路の形から大分変わっております。28年3月に他の部分については廃止をして新たに新しい形で認定をし直したところがございますけども、当該路線につきましては、終点部の部分、漁港道路、臨港道路と接続してる部分になりますが、こちらの管理区分の調整がまだ県と済んでございませんでしたので、その状況が決まってからということで今回の廃止提案になってございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 県との管理区分の話がまだしてなかったということでこのぐらい遅れたということですか。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） そのとおりでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） その下のほうの路線番号5の16ですけども、これ堤防のちょうど下のところ、田の沢川という川があるはずですけども、この川自体や震災前から改修工事が始まったように思っていましたけれども、今現在はどのようになってます。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） 田の沢川でございますけどもこちらについては今回の40の3ページをほうをご覧くださいんですが、こちらの乗り越し道路の部分と重なる部分がございます、この部分についてはボックスカルバート、そして流路溝、必要な断面で整備してございます。超過流については現況のまま特に改修の予定は現在のところはございません。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） そうすれば現在は改修の予定はないと。ということは、路線番号の5-16のどこを見ますと、市道農路線が結構走ってるんですけども、この途中で切れてるのはどういうことですか、これ。図面の40の3の赤いところのすぐ下のところ。この道路は多分市道だと思うんですけど。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） 市道でございますけども、赤の実線が引いてる部分が市道にありまして、その終点の部分につきましては漁港関連道、臨港道路で岩手県が管理する道路に接続することになります。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 分かりました。了解です。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかどなたかございませんか。一括質疑ですよ。よろしいですか。はい。ほかに質疑がなければこれで質疑を終わりますがよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。ないようですのでこれで質疑を終わります。これから議案第39号に対する討

論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第39号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって議案第39号は原案可決すべきものと決定をいたしました。それでは次に議案第40号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第40号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって議案第40号は原案可決すべきものと決定をいたしました。以上で当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。お諮りいたします。2月25の本会議における委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思っておりますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終了いたします。説明員は退席を願います。はい。それではその他でございますが皆さんから何かございますか。ないですね。はい。なければこれをもって産業建設常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前11時33分 閉会

○

宮古市議会産業建設常任委員会委員長 佐々木 重勝